

2011.9.30



代表取締役 白神雅夫

非常灯・誘導灯についての弊社のスタンス

公式な見解では、弊社のタイプのような、従来の器具を利用し、蛍光灯の管のみを LED 蛍光灯に変更することは、本来の非常時での作動状況が検証出来ないため認められておりません。

特に、誘導灯では消防法により、光量不足との見解で認可されておりません。

また、建築法により、非常灯については、LED 蛍光灯への差し替えも、140℃ 30 分の耐熱性が無い可能性があるとの理由で、認めないとの指導が入っているようです。

ただ、我々が一番よくお客様にご依頼を受けるのは、非常灯・誘導灯の LED 蛍光灯への置き換えです。

それに対して、弊社の回答は、「消防法で認められていませんがどうしてもいわれるなら、取り替えられるかテストだけさせていただきます。」と答えるようにしております。

今まで、何度もテストしてまいりましたが、殆どの皆様の器具は、本来の耐用年数を過ぎており、バッテリーも切れているケースも目立ちます。

弊社としては、誘導灯・非常灯等のバッテリー駆動が可能な器具に対する工事はしてはならないと指導しております。また、バッテリーが切れている場合は、お取替え戴くようお願いしております。

光量については、蛍光灯は 2lux の範囲、電球は 1lux の範囲と規定されています。LED 蛍光灯は電球だと解釈すれば、この問題は解決します。

基本的に弊社としては、消防法に楯突くつもりは全然なく、お客様の責任で導入の判断をしていただきたいと考えています。